

墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
（事業） 第4条 作業所は、次の事業を行う。 （1） <u>法第5条第15項</u>に規定する就労継続支援に関すること（以下「就労継続支援事業」という。）。 （2） 〔略〕 （利用対象者） 第7条 就労継続支援事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1） 法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（<u>法第5条第15項</u>に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の交付を受けた者 （2）・（3） 〔略〕	〔同左〕 第4条 〔同左〕 （1） <u>法第5条第14項</u>に規定する就労継続支援に関すること（以下「就労継続支援事業」という。）。 （2） 〔略〕 〔同左〕 第7条 〔同左〕 （1） 法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（<u>法第5条第14項</u>に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の交付を受けた者 （2）・（3） 〔略〕

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。